

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	4

規 則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第36号

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第12条中「同条第1項又は第3項」を「同条第1項又は第2項」に、「同条第4項後段」を「同条第3項後段」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式注2中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式及び別記第9号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式の2及び別記第9号様式の3を次のように改める。

第9号様式の2（第7条の2関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

措置入院決定のお知らせ

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項（第29条の2第1項）の規定による入院措置を採ることを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

（入院理由について）

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、

- 幻覚妄想状態 精神運動興奮状態 昏迷状態
- 統合失調症等残遺状態 抑うつ状態 躁状態 せん妄状態
- もうろう状態 認知症状態 その他（ ）

にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定

による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めましたので、通知します。

（入院生活について）

- 1 あなたの入院中、手紙、はがきなどの発信又は受信を制限されることはありません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合は、病院の職員の立会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物を病院に預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員若しくはあなたの代理人である弁護士との電話若しくは面会又はあなた若しくはあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、これら以外の人との電話又は面接については、あなたの病状に応じて、医師の指示により一時的に制限されることがあります。
- 3 あなたは、治療上の必要性から、行動の制限を受けることがあります。
- 4 病院の治療方針に従って、療養に専念するようにしてください。
- 5 あなたに不明な点、納得のいかない点などがありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。

それでもなお、あなたの入院又は処遇に納得のいかない場合は、あなた又はあなたのご家族等は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか、又は次の県の機関にお問い合わせください。

(名称) (所在地)

(裏面)
(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式の3（第7条の2関係）

第 年 月 日

様

保健所長

措置入院決定のお知らせ

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項（第29条の2第1項）の規定による入院措置を採ることを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

(入院理由について)

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、

- 幻覚妄想状態 精神運動興奮状態 昏迷状態
- 統合失調症等残遺状態 抑うつ状態 躁状態 せん妄状態
- もうろう状態 認知症状態 その他（ ）

にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定
- による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めましたので、通知します。

(入院中の生活について)

- あなたの入院中、手紙、はがきなどの発信又は受信を制限されることはありません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合は、病院の職員の立会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物を病院に預かることがあります。
- あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員若しくはあなたの代理人である弁護士との電話若しくは面会又はあなた若しくはあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、これら以外の人との電話又は面接については、あなたの病状に応じて、医師の指示により一時的に制限されることがあります。
- あなたは、治療上の必要性から、行動の制限を受けることがあります。
- 病院の治療方針に従って、療養に専念するようにしてください。
- あなたに不明な点、納得のいかない点などがありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。
それでもなお、あなたの入院又は処遇に納得のいかない場合は、あなた又はあなたのご家族等は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか、又は次の県の機関にお問い合わせください。

(名称)
(所在地)

(裏面)
(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第9号様式の4及び別記第9号様式の5中
「措置入院に伴う移送について（通知）」

を
「措置入院に伴う移送のお知らせ」
に改める。

別記第9号様式の6中
「医療保護入院等に伴う移送について（通知）」

を
「医療保護入院等に伴う移送のお知らせ」
に、「第33条第3項」を「第33条第2項」に改める。

別記第10号様式中「㊦」を削る。
別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊧」を削る。

別記第15号様式中「㊨」を削り、同様式注2中「「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」」に改める。

別記第17号様式中「第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項」に改め、「㊩」を削る。

別記第19号様式中「㊪精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、㊫未成年者」を「㊬患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待）を行っている者、㊭精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、㊮未成年者」に改め、「㊯」を削る。

別記第20号様式から別記第22号様式まで及び別記第24号様式中「㊰」を削る。

別記第25号様式中「㊱」を削り、同様式注2中「「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」」に改める。

別記第26号様式中「㊲」を削り、「第33条第1項又は第3項」を「第33条第1項又は第2項」に改め、同様式注2中「「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」」に改める。

別記第27号様式から別記第30号様式まで及び別記第30号様式の3中「㊳」を削る。

別記第32号様式中「㊴」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県規則第37号

##### 高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成24年高知県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置」を「前項（第1号に係る部分に限る。）の規定により難しい場合におけるエネルギー使用合理化措置」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置（次項において「エネルギー使用合理化措置」という。）は、住宅が、次に掲げる基準を満たすこととなる措置とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（借上げの場合にあっては、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）
- (2) 気候風土、高層等の理由により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難であることがやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）をすること。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。